

## II 一般事項

(文章編資料)



## 第 1 生活保護制度の適正な実施等について

### 1 平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた生活保護制度全般についての検討

平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法の附則においては、施行後5年を目途として検討を行うことが規定されている。

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとしている。

現在、平成26年に実施された全国消費実態調査を基礎データとして行う検証作業に着手しており、生活扶助基準をはじめ、有子世帯の扶助・加算などこれまで生活保護基準部会報告書において指摘された検討課題について、本年末のとりまとめを目指し、同部会において議論している。

この平成29年検証の結果を踏まえ、平成30年度以降の具体的な基準見直しの検討を進めるとともに、制度全般についても見直しを検討し、法改正を含め必要な措置を講ずることとしているので、御承知おき願いたい。

### 2 面接時の適切な対応について

実施機関に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された生活保護法の一部改正法により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願

たい。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでない申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、実施機関が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き実施機関に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に実施機関が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内実施機関が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、点検いただくよう改めてお願いします。

### 3 いわゆる「貧困ビジネス」への対応について

無料低額宿泊所や簡易宿所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住宅であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準による家賃額を悪用して不当な利益を得ているいわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまでも、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成21年10月に発出した通知（平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、

- (1) 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- (2) 消防署が行う防火安全対策への協力
- (3) 未届施設に関する関係部局との連携
- (4) 生活保護費の本人への直接交付の徹底

#### (5) 無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、平成 27 年 4 月に「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）を改正し、同年 7 月 1 日から施行しているところである。本通知の趣旨を踏まえ、適切な運営がなされていない無料低額宿泊所等については、都道府県等の所管部局と連携するとともに、生活保護受給者に対しても必要な助言指導を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

### 4 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方について

平成 27 年 1 月にとりまとめられた生活保護基準部会報告書等においては、宿泊施設において生活保護費を利用したいいわゆる貧困ビジネスが存在していることや、単独での自立生活が困難な者に対する生活支援の必要性に関する指摘がなされている。

このような指摘を踏まえ、平成 28 年 10 月より、「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会」を開催し、事業者及び学識者と、無料低額宿泊所等における生活支援の実情等について意見交換を行っているところである。今後、本意見交換会における意見等を踏まえ、厚生労働省として必要な対応を検討していくこととしている。

### 5 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成 27 年 7 月 1 日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について（通知）」（平成 27 年 5 月 13 日社援保発 0513 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、世帯によって経過措置の適用期限が異なることから、当該世帯における経過措置の適用状況を十分に把握した上で、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に

運用するとともに、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国住賃第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおおり、実施機関におかれては、日頃から公営住宅担当部局や不動産関係団体と連携を図るなどにより、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援を行える体制を整えるなどの取組をお願いしたい。

なお、敷金等、契約更新料の特別基準による設定があるものについては、今回の住宅扶助基準の見直しを契機に、地域の実情に合うものになっているか検証を行い、地域の実情にそぐわない状況となっている場合は、見直しを行われたい。

## 6 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成 27 年 4 月より、生活保護受給者から少なくとも 12 箇月ごとの資産申告を求め、実施機関が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領等の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、収入未申告等不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取すること。その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認することとしているが、一方、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる預貯金等を有している場合には、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行った上で保護の停止又は廃止を行うことを検討する必要がある。

なお、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに留意されたい。

## 7 金融機関等本店に対する一括照会等について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会によって、各実施機関の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会は「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、先般、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところであるので、変更後の様式への早期の移行をお願いします。また、生命保険会社に対して実施する法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところである。

一方で、金融機関からは、本店等一括照会の実施にあたり、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、未だ徹底されていない事例が散見される状況にある。

迅速で正確な調査を行い、また今後の協力関係の維持・強化につながるよう、本店等一括照会の実施について、通知に沿った対応が徹底されるよう、管内実施期機関に周知していただきたい。こうした事例については、適宜情報提供するので、管内実施機関に対する注意喚起を徹底されたい。

## 8 住宅扶助代理納付の活用について

生活保護の住宅扶助費については、用途を限定された扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があることから、保護の実施機関による代理納付を可能としているところであり、また平成 26 年 7 月より、一般的に家賃と同時に支払いを求められる共益費に

についても代理納付を可能としたところである。

代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであるが、特に家賃等を滞納している者については、住宅扶助が家賃等の用途以外に消費され、結果として住居を失う可能性もあることから、積極的に活用されたい。

なお、国土交通省から紹介がなされる「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、住宅扶助の代理納付に係る手続きについて盛り込んだところであり、今後、この法律の施行についてお願いする予定であるので、承知されたい。

## 9 臨時福祉給付金（経済対策分）への対応について

臨時福祉給付金（経済対策分）については、低所得者の消費税率引上げによる影響を緩和するために支給されるものであるが、生活保護法上の取扱いについては「臨時福祉給付金（経済対策分）の生活保護法上の取扱いについて（通知）」（平成 29 年 1 月 26 日社援保発 0126 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において示しているとおり、生活保護費については消費税率引上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき算定されているため、平成 28 年度臨時福祉給付金と同様、生活保護受給者は支給の対象外としている。一方、平成 28 年 1 月 1 日に保護が停止されていた者及び平成 28 年 1 月 1 日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者については、臨時福祉給付金（経済対策分）の支給対象となるが、臨時福祉給付金（経済対策分）が支給された時点で生活保護を受給している場合は、受給額の全額を収入として認定することとなるので、ご了知の上、管内実施機関に対して指導方よろしく願います。

## 10 年金受給資格期間の短縮等への対応等について

### (1) 年金受給資格期間の短縮等への対応について

平成 28 年 11 月 24 日に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 29 年 8 月 1 日に施行されることとなっている。改正法により、公的年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮されることにな

り、生活保護世帯においても、受給資格期間短縮により新たに年金受給権を得る者が見込まれている。29年度中の実施に向けて、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日社援保発0331第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、年金加入状況等の把握を徹底されたい。

なお、日本年金機構（以下「機構」という。）においては、改正法施行日時時点で、年金の受給資格を満たしている者で、住所の把握が可能な者全員に対して、随時、年金請求書を送付することとしており、生活保護受給者の円滑な年金裁定請求手続の実施のため、以下の事項に十分留意のうえ、適切に対応するよう管内実施機関に周知方よろしく願います。

#### ア 生活保護受給者の年金裁定請求手続にかかる助言指導等について

保護の実施機関において把握している情報を元に、年金受給資格期間短縮に伴い年金受給権を得る可能性が高いと考えられる対象者（以下「対象者」という。）について、年金請求書の送付スケジュールを確認するとともに、年金請求書の到達の有無を確認すること。年金請求書の到達が確認された場合には、年金請求書に印字された年金記録について、「年金加入状況管理進行表」の内容と照らし合わせて記入漏れが無いか確認し、記入漏れがあると認められる場合には、年金請求書に必要事項を記入するよう助言指導すること。なお、機構において最新の住所を把握していない対象者や、把握している住所と実際の居所が異なる場合等については、年金請求書が到達しないこととなるため、この場合には、年金請求書が到達しない対象者に対し、適宜、市区町村の国民年金課とも連携しながら、年金事務所に照会するよう助言指導を行うこと。

対象者の年金裁定請求手続の実施に当たり、対象者の生活履歴等を踏まえ、年金加入状況に合算対象期間が生じると考えられる場合には、年金請求書の記入支援を行うこと。

#### イ 円滑な年金裁定請求手続のための取組について

年金受給資格期間短縮に伴い新たに年金受給権を得る生活保護受給者については、

- ① 生活保護受給者の年金裁定請求手続について年金調査員を活用し、必要に応じて年金事務所の窓口へ同行するなど、生活保護受給者に対して必要な支援を行う
- ② 全ての加入期間が国民年金第1号の被保険者期間の者については、年金請求書の提出先が市区町村の国民年金担当窓口であるため、窓口への同行、案内を通じて必

要な支援を行う

等の取組により、確実に年金裁定請求手続が行われるよう徹底されたい。

(2) 法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査にかかる留意点について

法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査については「生活保護法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査について（留意事項）」（平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下、「留意事項事務連絡」という。）により実施していただいているところであるが、今般、日本年金機構において、年金事務所で行っている官公署等からの照会に係る回答事務のうち、照会件数が多く、照会事項が定例のものについて、業務効率化の観点から全国集約を行うこととされた。具体的には、平成 29 年 4 月 1 日より、法第 29 条に基づく日本年金機構に対する調査については、以下の集約先拠点に直接送付することとなるので、留意されたい。

《集約先拠点》（平成 29 年 4 月 1 日からの送付先）

〒760-8590 香川県高松市寿町 2 丁目 1 番 1 号 高松第一生命ビルディング新館 2 階  
日本年金機構中央年金センター 情報提供業務グループ  
電話：087-811-1822

また、日本年金機構より、法第 29 条に基づく調査について、留意事項事務連絡に記載されている実施方法について徹底されていないとの指摘がなされているところであり、以下の点について、改めて管内実施機関に徹底されたい。

- ・ 将来の年金受給見込額については、日本年金機構において、必ずしも正確な情報を提供することができないため、調査事項に含めずに、必要に応じて、被保護者本人に対して年金事務所への年金相談等を勧奨すること。
- ・ 毎年の年金額改定に関しては、6 月初旬に年金機構から年金受給権者に対して「年金額改定通知書」が送付されることから、改定後の年金額については、まず被保護者に対して改定通知書の提示を求める方法により確認を行う等、年金事務所に過度な負担を生じさせないよう留意すること。
- ・ 調査先に提出される被保護者の同意書が平成 25 年の生活保護法改正前のものである場合には、当該同意書は従前の調査範囲についてのみ同意したものであるため、回答も従前の範囲（資産及び収入の状況）において行われるものであること。

加えて、調査に対する回答については、日本年金機構の内部規程により、公印省略ができることとされているため、回答文書に公印が押印されないことについてご了解願いたい。

なお、日本年金機構においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携の実施が延期されており、その実施時期は現時点で未定であるため、法第 29 条に基づく調査に当たっては、個人番号を記載しないよう徹底すること。

## 11 会計検査院からの指摘について

会計検査院平成 27 年度決算検査報告において、一部の地方自治体で、

ア 年金受給権の調査が十分でなく保護費が過大に交付されていたこと

イ 適切に債権管理を行っていなかった返還金等債権を国庫負担金の対象となる不納欠損額に計上していたこと

ウ 保護施設事務費について、指導員等加算の要件を満たしていないのに加算を行っていたこと

などから、保護費が過大に交付されていたとの指摘があり、不当とされた国庫負担金額の返還が求められたところである。

返還金等の債権については、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社援保発 1006 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、時効の中断などの適切な債権管理を行うことなく不納欠損とした場合には国庫負担金の精算対象外となる。

また、保護施設事務費の指導員等加算については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和 63 年社施第 85 号厚生省社会局長通知）に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において加算配置数として規定する職員が加配されていることなどの要件をすべて満たした場合に限り加算が認められるので、留意すること。

## 第2 就労・自立支援の充実について

### 1 就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成 27 年度からは各自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただいております、今後、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても「経済財政運営と改革の基本方針 2016」に基づき、引き続き「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）に沿って着実に改革を実行していくこととされたところである。改革行程表の中で、生活保護受給者の就労支援に関しては、KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として、

- ① 就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことが定められているほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれているところである。

これらの KPI の設定に伴い、目標の達成に向けて、自治体に設置するハローワークの常設窓口（以下「常設窓口」という。）を増設するとともに、常設窓口配置する就職支援ナビゲーターを増員し支援体制を充実することとしている。各自治体においても、就労支援員の増配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率  
2015年度 就労支援促進計画の実績値平均 35.8%（確定値）
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合  
2015年度 就労支援促進計画の実績値平均 45.0%（確定値）
- 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）  
2015年度 35.5%

## 2 就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、改革工程表に設定された生活保護受給者の就労支援に関する KPI の達成に向け、特に就労支援事業等への参加率が低いことから、事業に参加していない者の状況（稼働能力の活用状況等）について平成 28 年度の就労支援促進計画の実績報告から調査項目を追加することを検討しているのでご了知いただきたい。

また、平成 28 年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている自治体に対して、関係職員等研修・啓発事業（補助率 1/2）について、補助率の引き上げを行ったところであるが、平成 29 年度についても引き続き実施することとしているので、ご了知願いたい。

## 3 被保護者就労支援事業について

本事業においては、①就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）、②稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）、③就労支援の連携体制の構築（地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）をしていただくこととしている。

高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者など、年齢や様々な要因により就労につながりにくい状況にある者に対しては、関係機関との協力・連携体制の構築を通じて新たな就労の場の開拓の取組の推進をお願いしたい。

また、本事業は必須事業であり、就労支援員を配置していない、あるいは「その他の世帯」120世帯に対して1名の就労支援員を配置していない等、就労支援体制が十分でない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成22年9月14日社援発0914第7号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、保護の実施機関における被保護者数及びその他地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

#### 4 被保護者就労準備支援事業について

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業を実施していただいているところである。

本事業は、このような就労までに一定の準備が必要な生活保護受給者の支援として、重要な役割を担うものであるが、平成28年度において実施している地方自治体は、約26%程度にとどまっている。生活面や健康面、家庭環境、学歴、病歴等様々な就労阻害要因を有する個々人の課題に応じた丁寧な支援が必要であるため、地域の社会福祉法人やNPO法人などとも連携を図り地域の資源を有効に活用することなどにより、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、平成29年度から、被保護者就労準備支援事業のメニューとして、就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者など従来の支援では一般就労につなげることが困難である者を対象に、就労準備支援担当者による支援に加え、障害者等の支援により蓄積された一般就労への移行支援などの専門的な就労支援のノウハウ（※）を活用し効果的に就労準備支援を行う「福祉専門職との連携支援事業」を創設し、新たに補助することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

##### ※ 就労支援のノウハウの具体的な内容

- ① 支援対象者の就労阻害要因の分析、適職の選定、効果的な支援手法の検討など、適切なアセスメント
- ② 心身の健康状態の把握や信頼関係の構築など支援対象者が継続的に就労支援を受けられるようにフォローアップ  
を福祉の専門知識を持つ者が実施

なお、福祉専門職との連携支援事業については、被保護者就労準備支援事業（一般事業分）及び就労準備支援事業の適用基準額に、それぞれ1自治体あたり5,000千円（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ5,000千円）の加算を予定しているのご留意願いたい。

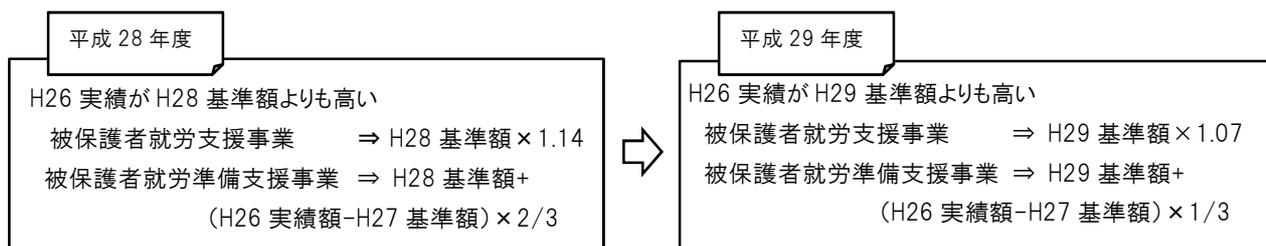
## 5 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の国庫負担・補助の基準について

被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成29年度の基準額の設定については、28年度から変更は行わない。平成29年度予算においては、28年度よりも実施自治体数の増加を見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各自治体におかれては、引き続きこれらの財源を活用して効果的な事業実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、制度施行当初の平成27年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところである。

これらの経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していくことが必要であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成29年度は以下の内容を予定している。



## 6 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、平成 28 年度中に常設窓口を 194 か所設置することとしており、平成 29 年度においては 204 箇所まで増設する予定としている。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただき、支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

また、平成 29 年度に新規に常設窓口を開設することになる自治体におかれては、常設窓口の開設に向けて都道府県労働局及びハローワークと調整いただき、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道にのるよう、ご協力いただきたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成 26 年 6 月 30 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、地方自治体においては、引き続き、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- (1) 日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- (2) 協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有
- (3) 支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成 27 年 9 月 30 日職発 0930 第 8 号、能発 0930 第 22 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長連名通知）の内容をご承知いただき、労働局及びハローワークとの一層の連携に努めていただくようお願いする。生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するための「就労準備状況のチェックリスト」についても、各地方自治体においては、ハローワークとの認識共有に効果的なツールとして、引き続き積極的な活用をお願いしたい。

また、就職後ハローワークにおいても事業所訪問等、必要な定着指導を行うこととしているので、離職しそうな時にはハローワークへの情報提供や連携して助言等必要な支援を行う等、就職後もハローワークと連携し、もし離職した場合は再度支援要請をするなど、きめ細かな対応をお願いします。

さらに、平成 28 年 10 月 19 日に、生活保護受給者等（地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者）を、公共職業安定所や特定地方公共団体、一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対する助成措置を創設した。これに伴い、本事業における地方公共団体からハローワークへの支援要請手続き等の一部見直しを行ったため、事業の円滑な実施に向け、ハローワークとの連携をより一層強化していただくようお願いしたい。支給金額は以下の予定である。

対象者	中小企業	中小企業以外
短時間労働者以外の者	30 万円 × 2 (※)	25 万円 × 2
短時間労働者	20 万円 × 2	15 万円 × 2

(※) 助成対象期間は 1 年。6 ヶ月ごとに 2 回支給。

## 7 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮者法」という。）が施行されており、生活保護行政と困窮者法に基づく事業との連携が重要である。

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者についても、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護

課長・地域福祉課長連名通知)に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いします。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

### 第3 医療扶助の適正化・健康管理支援等について

#### 1 医療扶助における KPI の設定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の3点が盛り込まれており、具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する」こと、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされている。

また、同工程表においては、これらの事項に関するKPIが設定されており、後発医薬品については、KPI第1階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品の使用促進計画の策定率【100%】」、頻回受診の適正化に関しては、KPI第1階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」等とされるとともに、「見える化」事項として、「生活保護受給者1人あたり医療扶助地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」が盛り込まれている。

また、頻回受診の適正化に関するKPIについては、昨年12月の改定版において、適正受診指導による改善者数割合を「2018年度において2014年度比2割以上の改善」と追加的に定めたところである。受診状況を把握する対象者の範囲については「医療扶助による外来患者であって、同一傷病について、同一月内に同じ診療科目を15日以上受診している月が3ヶ月以上続いている者」としていたところ、公的医療保険制度における頻回受診者の定義も勘案し、「単月で15日以上受診している者」に変更する予定である。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている後発医薬品の使用促進の目標については、来年度、具体的な検討を進めることとしているので、御承知おき願いたい。

#### 2 後発医薬品の更なる使用促進について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%を掲げている。

各地方自治体における各般の取組の効果により、医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成28年6月審査分で69.3%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となり、平成27年6月審査分（63.8%）に比べ、5.5ポイント上昇した。

各地方自治体におかれては、引き続き、後発医薬品使用促進計画に基づく取組を着実に推進していただくとともに、後発医薬品使用促進計画を未策定の地方自治体におかれては、早急に策定いただくようお願いする。なお、平成29年度からは、各地方自治体に対して、その後発医薬品使用促進計画の公表をお願いする予定である。

また、医師が後発医薬品への変更不可としていないにも関わらず先発医薬品が調剤された場合の具体的事情について、仔細を把握する予定であり、御協力をお願いしたい。

### **3 頻回受診の適正化について**

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者に対する適正受診指導については、改革工程表におけるKPIの達成に向けて、上述のとおり、受診状況を把握する対象者の範囲を拡大する予定である。

このため、平成29年度予算において、福祉事務所における業務量の増加に対応するための予算を計上する予定であるので、御活用いただきたい。

なお、受診状況を把握する対象者の範囲の拡大については、将来的には全ての保護の実施機関において実施いただきたいと考えているが、一方で、体制整備に一定の時間を要する地方自治体もあることから、少なくとも平成29年度については、従来の対象者を受診状況把握対象者として差し支えないこととする予定である。

### **4 生活保護受給者の健康管理支援について**

生活保護受給者には、糖尿病など、医療機関への受診や健康管理が適切に行われないと重症化するリスクのある傷病を抱えている者が多くあり、生活保護受給者の自立を図る基礎として、健康状態を良好に保つことは不可欠である。また、医療扶助の適正化の観点からも、生活習慣病の発症予防や重症化予防のための健康管理支援に取り組むことが重要である。

このため、平成28年7月より「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、生活習慣病の重症化予防のみならず、予防的観点も含めた生活保護受給者の健

健康管理支援の在り方を検討している。この検討会においては、保険者機能に相当する福祉事務所の役割を充実させ、健康診断結果やレセプト等医療情報のデータの入手・利活用、健康管理支援の援助方針の立案、生活保護受給者への健康指導、その効果の評価などの機能を強化すること等について、法改正を視野に議論しているところであるので、御承知おき願いたい。

なお、本検討会については、平成28年度中を目途に一定のとりまとめを予定しており、本格的な実施時期については検討中である。

## 5 平成29年度予算（案）における医療扶助の適正実施の更なる推進について

上述の取組に加え、医療扶助の適正実施の更なる推進策として、医療扶助適正化事業の一部を拡充するとともに、取り組んだ事業についてPDCAサイクルにより実施主体以外の者が評価を行う仕組みを導入するため、医療扶助適正化等事業の一部を再編することとし、平成29年度予算（案）に22億円を計上しているところである。

事業内容の拡充としては、頻回受診患者の適正受診指導の受診状況把握対象者の範囲を変更するほか、精神障害者等の退院促進事業の対象者として、これまでの「長期入院の精神障害者」だけでなく、要介護状態になった者で医療の必要性が低い者（例：脳血管疾患等を原因として入院し、後遺症により麻痺や寝たきりなどになった者）や頻回転院患者を加えることとした。

また、生活保護受給者の利用する薬局を一カ所に集約し、服薬管理・服薬指導を行うことは、重複処方や併用禁忌の解消に繋がり、受給者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化の効果が見込まれる。このため、モデル的にかかりつけ薬局を設定する事業を実施し、その効果等を測定の上、次年度以降の適切な服薬と医療扶助の適正化に繋げることとしている。なお、本事業はモデル事業で実施するものであるため、補助率は10/10となっている。各地方自治体においては、積極的な事業実施をお願いしたい。

## 6 電子レセプトシステムにかかる端末更新について

電子レセプトシステムの端末については、多くの地方自治体において、平成27年度より順次、更新時期が到来しており、引き続き各地方自治体においては、適切に対応願いたい。なお、本システムの運用経費については、各地方自治体の負担としてきていると

ころであり、端末更新、端末更新後の新プログラムの制度改正対応等のための経費についても同様に各地方自治体の負担となるので留意すること。

また、電子レセプトシステムの動作保証OS等については、以下のとおりであるが、端末更新にあたってはセキュリティを確保するために延長サポート期限を考慮した新OS等に適応させる対応が必要となるので、ご留意願いたい。特にWindows Vista Businessについては平成29年4月11日にサポート終了となるため、期日までには必ず更新等の対応を行うこと。

なお、電子レセプトシステムのプログラムについて改修・更新すること（クラウドサービスの利用を含む。）について、国に対して情報提供を行う必要はない。

(参考) 生活保護等版レセプト管理システムの推奨動作保証OS等

	製品名	延長サポート期限
クライアントOS	Windows Vista Business	29/04/11
Office製品	Office2007	29/10/10
サーバOS	Windows Server 2008 Standard Windows Server 2008 Enterprise	32/01/14
データベース	Microsoft SQL Server 2008 Standard Microsoft SQL Server 2008 Enterprise	32/07/09

(新OS等に適応させる対応例)

1. 新OSで動作するプログラムへ改修・更新を実施。
2. OSのサポート期限の影響を受けない各地方自治体のセキュリティ基準を満たすクラウドサービス（LGWAN-ASP認定サービス等）を利用。

## 7 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発第58号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている等の実態が見受けられる。

施術を希望する者に対して、一律に医療機関を受診するよう指導することは、医療扶助の運営において適切な取扱いではない。

このため、施術を希望する者に対しては医療扶助運営要領に則り、適切に取り扱うようあらためて周知徹底をお願いするとともに、医師の同意については、ケースワーカー等に対して、あらためて下記の取扱いの周知徹底と指導をお願いする。

(医療扶助運営要領第3-7)

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
  - ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要
- (「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

## 8 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしている。

各地方自治体におかれては、本取扱いについて再度確認の上、適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いする。

## 第4 自立支援の推進について（就労支援以外）

### 1 自立支援プログラムの策定について

各自治体におかれては、引き続き就労支援のほか、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理支援の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

なお、「自立支援プログラムによる金銭管理支援の実施について（平成28年4月28日付け事務連絡）」において、公共料金等を滞納してしまうなど生活保護費を適切に管理することが困難な生活保護受給者に対する金銭管理支援の実施例を示しているため、金銭管理支援を実施するにあたっては参考にされたい。

### 2 居住の安定確保支援事業について

被保護世帯が良好な住環境の下で安心して生活することができるよう、入居支援や入居後の様々な支援を調整する「居住の安定確保支援事業」について、その積極的な実施をお願いする。

特に、事業の実施にあたっては、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成27年6月11日社援保発0611第1号、国住賃第13号、国住心第57号厚生労働省社会・援護局保護課長・国土交通省住宅局住宅総合整備課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が所管する住宅施策の居住支援協議会（住宅セーフティネット法第10条第1項に基づき組織されている協議会）と入居可能な民間賃貸住宅の情報共有等、連携に努められたい。

### 3 子どもの貧困対策に関する取組について

子どもの貧困については、生活保護世帯に対する取組が重要な支援策として盛り込まれているので、引き続き、ケースワークや子どもの学習支援事業の活用などを通じて、貧困の連鎖の解消に向けて取り組んでいただくようお願いしたい。

また、「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率」についても指標として設定されており、これまでもアルバイト収入や恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学金等に充てる場合に収入認定除外とするなど、大学進学について支援している。

こうしたことから、各実施機関においても、大学等へ進学を希望する子どもがいる生活保護受給世帯に対して、収入認定除外や世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等に進学することができることについて、丁寧な説明をお願いしたい。

加えて、独立行政法人日本学生支援機構が実施する平成 29 年度以降の大学等奨学金事業において、①給付型奨学金制度の創設、②無利子奨学金における低所得世帯の生徒に係る成績基準の実質的撤廃、貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現、③所得連動返還型奨学金制度の導入に係る経費が平成 29 年度予算政府案に盛り込まれている。これらの制度は、平成 29 年度予算及び改正法令の成立が前提となるものの、特に給付型奨学金については、平成 29 年度進学者から一部先行して実施することが予定されており、給付対象となる可能性のある生活保護受給世帯の子ども及び保護者に対して周知を図るよう、管内実施機関あて改めて周知をお願いしたい。

## 第 5 地方自治体の体制整備等について

生活保護担当のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、平成 29 年度予算案においては、直近の保護動向を踏まえ、平成 28 年度と同じ配置数となる予定である。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう、関係部局との調整を図られたい。

(参考) 平成 29 年度予算案

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等

- ・ ケースワーカー 道府県 23 人 市町村 16 人
- ・ 査察指導員 道府県 4 人 市町村 3 人

※ 標準団体規模 (都道府県 : 人口 20 万人、市町村 : 人口 10 万人)

## **第6 平成29年度生活保護基準について**

### **1 平成29年度的生活扶助基準について**

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。平成29年度的生活扶助基準については、28年度と同額とすることとしている。

### **2 その他**

出産扶助（施設分べん）、生業扶助の就職支度費等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成29年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	160,110	153,760	146,730	142,730	136,910	131,640
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	229,910	197,760	202,730	188,730	178,910	173,640
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の29年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	80,870	77,450	73,190	71,530	68,390	65,560
住宅扶助 (注2)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	134,570	111,450	116,190	106,530	100,390	97,560
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の29年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	145,040	140,300	132,810	130,500	124,570	120,630
住宅扶助 (注2)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	209,040	181,300	184,810	172,500	162,570	158,630
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の29年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

## 第7 生活保護関係予算について

### 1 生活保護費等負担金について

#### (1) 平成29年度予算(案)について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等を勘案して必要額を算出し、2兆8,803億円を計上している。

平成28年度当初予算	平成28年度補正後予算額	平成29年度予算(案)
2兆8,711億円	2兆8,387億円	2兆8,803億円

#### (2) 平成29年度予算の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

平成29年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各地方自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出し、追ってお知らせする期限までに関係書類を提出していただくようお願いする。

#### (3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担金の精算が適切に行われるよう改めて徹底されたい。

また、生活保護費等負担金の精算は事業実績報告書により行っており、提出期限を翌年度の6月末日としているが、多くの自治体で提出が遅れているところである。実績報告書の確認作業は国、自治体双方で時間を要するため、精算事務に支障を来さないためにも提出期限を遵守していただくようお願いする。

## 2 生活保護関係事業について

### (1) 平成 29 年度予算（案）について

生活保護関係事業については、平成 29 年度予算（案）において、被保護者就労支援事業や被保護者就労準備支援等事業、生活保護適正化等事業に必要な額を計上するとともに、新規事業を計上したところである。

- 被保護者就労支援事業 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の内数
- 被保護者就労準備支援等事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数
  - 【新規】生活困窮者等の就労準備支援の充実 5.1 億円の内数
- 生活保護適正化等事業 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数
  - 【新規】医療扶助の適正実施の更なる推進 22.0 億円

### (2) 平成 29 年度の執行等について

生活保護関係事業の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくとともに、生活保護関係事業と新法の自立支援施策が連携することにより、事業の効果的、効率的な実施を図るよう努めていただきたい。

## 3 保護施設の運営等について

### (1) 保護施設関係予算について

保護施設の運営費については、平成 28 年の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の支弁基準の改定を行い、28 年 4 月から適用することとしたところである。

また、平成 29 年度予算（案）においては、保護施設が取り組む各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

平成 28 年度当初予算	平成 28 年度補正予算	平成 29 年度予算（案）
294 億円	297 億円	294 億円

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金において、平成 28 年度補正予算に防犯対策の強化に係る補助を含め 118 億円（障害者関係施設及び保護施設分）、29 年度予算（案）に 71 億円（障害者関係施設及び保護施設分）の予算を計上している。

なお、社会福祉施設等施設整備費補助金（うち、救護施設、更生施設、授産施設、

宿所提供施設、社会事業授産施設分)の補助基準単価については、従前より地域区分(A～D)を設けていたところであるが、29年度より、当該地域区分を撤廃し、A地域の補助基準単価に統一する予定としているので、御了知願いたい。

## (2) 防災対策の強化について

今年度においては、台風10号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日0909第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出し、救護施設等における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について、改めて指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

救護施設等における非常災害時の計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、本年3月15日までに報告いただくようお願いしているところであるが、未実施となっている施設に対しては、必要に応じて指導・助言し、速やかに実施されるよう指導いただきたい。

今後、救護施設等における非常災害に対する計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、施設の開設時や施設に対する指導監査等において定期的に確認し、実効性のある計画の策定や確実な避難訓練の実施について指導・助言いただきたい。

なお、台風10号による被害を踏まえて本年1月に改定された「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府策定)や「要配慮者利用施設等の避難確保計画作成の手引き(洪水、内水、高潮、津波)」(国土交通省作成)については、以下のホームページに掲載されているので、施設への助言・指導に当たって、必要に応じて参照されたい。

○ 「避難勧告等に関するガイドライン」等を掲載しているホームページ

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

## (3) 措置費の弾力運用の見直しについて

改正社会福祉法において、社会福祉法人は、地域の福祉ニーズ等を踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、保護施設等に対する措置費についても、地域のニーズ等に応じた多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、次の見直しを検討することとしているので、各自治体におかれては、御了知願いたい（平成 29 年 4 月施行予定）。

#### 措置費の弾力運用の見直しの方向性

1. 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
2. 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。
3. 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
4. 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

#### (4) 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直しについて

生活保護制度においては、救護施設に入所することにより居住地を変更した場合、変更前の自治体が保護費等を負担する仕組みがある。

一方、現行の介護保険制度では、他市町村から介護保険の適用除外施設である救護施設等に入所した者が退所して、介護保険施設等に移った場合、介護保険適用除外施設の所在市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村に代えて、介護保険適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになっている。

これに関し、介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直し、介護保険適用除外施設入所前の居住地における市町村を保険者とすることとしているので、各自治体におかれては、御了知願いたい（平成30年 4 月施行予定）。

## 第8 生活保護関係調査について

### 1 平成29年度生活保護関係調査の実施について

平成29年度に実施を予定している生活保護関係調査は、次の一覧表のとおりである。被保護者調査については、月次調査は毎月のデータを、年次調査（基礎調査・個別調査）は7月末日現在のデータを、それぞれ生活保護業務データシステムに登録していただきたい。

特に平成29年4月から、月次調査・年次調査の双方において調査項目を追加することとしており、現在、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を進めており、また、各地方自治体においては「生活保護基幹事務システム」の改修を進めていただいているところである。平成29年4月分の月次調査のデータ登録期限は5月20日であるので、それまでに登録できるよう、システム改修を完了していただきたい。

医療扶助実態調査については、電子データでの提出となっており、提出期限までにレセプト管理データから抽出したデータを提出していただくこととなるので、引き続きご協力をお願いしたい。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成29年度に実施していただく地方自治体に関しては、ご協力をお願いしたい。

### 2 提出期限の厳守について

各調査は、各都道府県、指定都市及び中核市の関係者のご理解、ご協力により実施されているが、一部の地方自治体からの提出が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出期限の厳守をお願いしたい。

## 平成 29 年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の方法	調査の周期及び時期	調査票等の提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】基礎・個別 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約164万世帯	全 数	年次調査 毎年7月31日現在 月次調査 毎月	年次調査 <u>毎年9月10日</u> 月次調査 <u>翌月20日</u>
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細書及び 調剤報酬明細書	毎年7月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	16都道府県 3指定都市 12中核市 (注)	被保護世帯 1,110世帯	抽 出	年度 4月から翌年3月まで毎月	翌月末日

(注) 調査対象地方自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

## 第9 生活保護基準の改定に伴う審査請求について

平成25年度から3年程度かけて段階的に実施されてきた生活扶助基準の改定及び平成27年度に実施された住宅扶助及び冬季加算の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める審査請求が全国で多数提起されており、その提起件数について、都道府県より毎月ご報告をいただいているところである。

平成29年度においても、これらの基準改定に関する審査請求の状況を把握する必要があることから、都道府県におかれては、従前どおり審査請求の提起件数について毎月ご報告いただくとともに、引き続き、適切に審査請求に係る事務を行っていただきたい。

## 第 10 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

### 1 訴訟提起等の報告について

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方自治体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和 22 年法律第 194 号。以下「権限法」という。）第 6 条の 2 の規定により、当該地方公共団体は、直ちにその旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないとされている。

そして、地方自治体が、生活保護法第 84 条の 4 の別表に掲げる第一号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合についても、権限法の規定に基づき、所管の法務局長又は地方法務局長へ報告し、訴訟の進め方について相談するとともに、当課への報告をお願いしているところである。

生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する訴訟は、判決の内容如何によって、生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼすことがあり得ることから、当課は、地方自治体や法務省、所管の法務局（又は地方法務局）と連携しつつ、迅速に対応していくことが必要と考えている。

しかしながら、訴訟の提起及び訴訟経過の報告がないため、当課において適時適切なタイミングでの助言ができず、判決に至るようなケースも散見されたことから、今般、「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（平成 7 年 3 月 29 日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）を一部改正し、通知する予定である。

生活保護法の処分取消等を求める行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟及び国家賠償法に基づく国家賠償請求訴訟の提起及び訴訟経過については、直ちに所管の法務局（又は地方法務局）に報告するとともに、当課にも報告するよう、都道府県におかれては、その旨改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

(通知概要)

1 新たに訴訟が提起された場合

生活保護法の訴訟が新たに提起された場合においては、速やかに、当方に対し、次の事項を記載した書面に訴状を添えて報告いただくようお願いします。

(1) 報告すべき事項

① 提起された訴訟の概要

事件名、事件番号、係属裁判所、提起年月日、原告（代理人）、被告（代理人）、争訟となった処分、処分庁、請求の趣旨、訴訟提起に至るまでの経緯など

② 訴訟を実施する担当職員及びその所属部局名、電話連絡先など

(2) 報告先

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局保護課審査係

2 訴訟の期日ごとの報告

上記1にて報告の後、当該訴訟の期日終了後速やかに、その経過について報告（審理内容、次回期日及び内容等、提出書面の写し等）をいただきますようお願いします。

3 その他

当該訴訟に関連する内容については、当職宛に必要なに応じて助言等を求めていただくようお願いいたします。

特に、書面提出に対する助言を必要とする場合には、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、法定受託事務に関する訴訟の報告制度については、法務省ホームページにもその内容が記載されているので、適宜参照されたい。

([http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/kanbou\\_shomu\\_shomu09-1.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/kanbou_shomu_shomu09-1.html))

特に、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合（提起されるとの情報や訴訟代理人からの当事者照会など訴訟に関連する照会などがあつた場合も含む）は、速やかに当課にご一報頂くとともに、密な連携をお願いしたい。

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

## 2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について

権限法第7条第1項の規定に基づき、地方自治体が被告となっている訴訟であって、国の利害に関係するものについては、法務大臣に対し、法務局又は地方法務局の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができるものとされているところである。

今後、地方自治体を被告とした生活保護法の処分取消等を求める行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟が提起された場合においては、権限法第7条第1項の規定に基づき、所管の法務局（又は地方法務局）に対して、訴訟の実施請求を行っていただくとともに、必要に応じて、当課へご相談いただくようお願いしたい。

（参考）国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

